

令和5年度の第一種交付金の交付状況及び第一種負担金の徴収

支援機関では、電気通信事業法第109条及び110条の規定に基づき、毎年度総務大臣の認可を受けて、第一号基礎的電気通信役務に係る第一種負担金を徴収し第一種交付金を交付しています。

令和5年度分は、令和5年3月から令和6年3月までの13か月間、毎月接続電気通信事業者から第一種負担金（令和4年12月～令和5年12月の毎月末の算定対象電気通信番号1番号あたり月額2円の番号単価で算定）を徴収し、第一号基礎的電気通信役務を提供している第一種適格電気通信事業者（NTT東・西）に対し、補てん対象額63億5,697万円（NTT東・西の自己負担分を含む）を第一種交付金として交付し、また支援機関の業務費4,058万円（令和4年度予算に基づく借入金）の返済に充当しました。